

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b)(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

(八) 新築

(二) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名 (持分)	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因(移転)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

国立市長 永見 理夫